

水洗便所改造資金 貸付制度のご案内

公共下水道処理区域内において、既設のトイレ（浄化槽によるトイレを含む。）を公共下水道に接続する水洗トイレに改造するための工事費が、自己資金だけでは不足する方に、その費用をお貸しする制度です。

- 【貸付額】 改造工事に要した費用で、50万円（1万円単位）を限度とします。
- 【償還方法】 貸付金交付日の翌月から、毎月末に口座振替により最長36回の月賦償還となります。
- 【利率】 無利息です。
- 【延滞金】 延滞金額につき年7.3%となります。
- 【貸付】 貸付金は工事が完了し、検査に合格した後に交付します。
- 【注意事項】 貸付の申請は排水設備確認申請と併せて、工事の着工前に行ってください。また、工事は貸付が決定されてから着工してください。

【貸付対象者】

建築物の所有者または改造工事について建築物所有者の同意を得た占有者（市長が認めた場合に限り。）で、次の要件を備えている方です。

- ① 市民税、固定資産税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料の滞納がない方
- ② 自己資金では工事費を一時に負担することが困難な方
- ③ 償還能力を有する方
- ④ 保証能力を有する連帯保証人が1名（原則市内在住者）いる方
※ 借地の場合には、土地所有者の同意が必要です。

【申請】

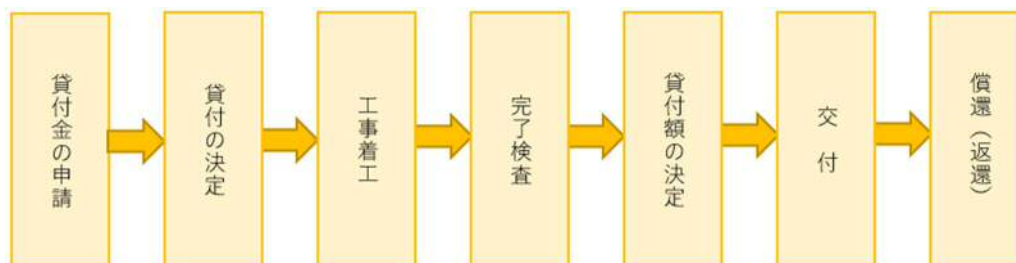
申請手続は、さいたま市下水道排水設備指定工事店に委任することができます。

- ① 水洗便所改造資金貸付申請書に必要事項を記入、押印（必要な場合）してください。
添付書類は、申請人と連帯保証人の市民税及び固定資産税の納税証明書及び土地と建物の所有を証明できる書類（写）です。なお、申請人の市民税が非課税の場合には非課税証明書を提出してください。
- ② 連帯保証人1人（原則市内在住者）を選任してください。
※ 連帯保証人については、次の方が対象となります。
○納税額が5,000円を超える方（ただし、埼玉県在住の場合）
○市民税、固定資産税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料の滞納がない方
- ③ 指定工事店に、事務手続きと貸付金の受領を委任する場合には、それぞれの委任状を提出してください。
- ④ 申請書（押印が必要な場合）及び委任状への押印は認め印でも可です。
※ 土地が借地の場合には、土地所有者の同意を得ていること。

- 【各種通知】 市からの各種通知は指定工事店に手続を委任したときは、指定工事店に送付します。
- 【貸付額決定】 工事が完成し、市の完了検査に合格しますと、貸付額が決定し、水洗便所改造資金交付決定通知書、償還通知及び口座振替依頼書を指定工事店を通じてお渡しします。（指定工事店に手続を委任した場合）
- 【資金交付】 指定工事店に受領を委任したときは、指定工事店に交付します。
- 【借用証書】 貸付額が決定しましたら、借用証書に借用金額等必要事項を記入し、借受人と連帯保証人の実印を押印の上、印鑑登録証明書（発行日から6ヶ月以内）を添えて提出してください。なお、借用証書には収入印紙の貼付（貸付額が10万円以上は400円、10万円以下は200円）を要します。
- 【口座振替】 口座振替の申込みを各取扱金融機関窓口又はWebから行ってください。詳しくは、下記のお問い合わせ先へご連絡、または、次のQRコードからWeb口座振替受付サービスのホームページをご確認ください。



●貸付金の申請から償還（返還）まで



●貸付金の償還例

貸付額（円）	償還金額（円）		回数（回）
	第1回目	第2回目以降	
500,000	13,500	13,900	36
400,000	8,000	11,200	36
300,000	6,000	8,400	36
200,000	4,000	5,600	36
150,000	5,000	5,000	30

[お問い合わせ先]

西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の方は、

北部建設事務所 下水道管理課 TEL.048-646-3249 FAX.048-646-3267

中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方は、

南部建設事務所 下水道管理課 TEL.048-840-6249 FAX.048-840-6269